

登録に関するQ&A

平成31年4月20日現在

省略用語等

JVA：公益財団法人日本バレーボール協会

JVFI：日本実業団バレーボール連盟

JVA登録規程：公益財団法人日本バレーボール協会チーム及び選手登録規程

MRS：JVAメンバー制度登録システム

JVFI登録規程：日本実業団バレーボール連盟加盟チーム及び個人登録規程

1 登録関係

Q1-1 構成されたチーム（第1条）に「商店に勤務する者により有効に登録されたチーム」とありますが、どういう趣旨ですか。

A JVFI登録規程第1条に定める「企業体、官公署、商店、学校」とは、勤務形態の例を示したのですが、「商店」に勤務する者とは個人的企業に勤務している人も含む趣旨です。

Q1-2 「学校」等に勤務する者（第1条）とはどういう者をいいますか。

A 教員はもとより学校業務に関係するすべての人をいいます。

Q1-3 「企業体、官公署、商店、学校に勤務する者及びこれに関係する者により構成されたチーム」（第1条）とは、どういうチームをいいますか。

A 「企業体、官公署、商店、学校等に勤務する者」と、例えば一緒に活動するなどこれらの団体に関係する人で構成するチームをいいます。

Q1-4 会社にアルバイト等で働いている人が、その会社のチームの構成員として登録することができますか。

A 会社で正規に勤務していない嘱託、派遣就労、在宅勤務、パート勤務等の人であっても、その会社のチームの構成員として選手登録することはできます。

Q1-5 実業団チームに登録したいのですが、現在部員が8名で活動ができません。元社員のOB（OG）を構成員として登録できますか。

A その企業体等に関係のある人であり、構成員として選手登録できます。

Q1-6 「教職員チーム」は実業団に登録できますか。

A 登録できます。都道府県へのチーム登録の際、「実業団」として手続きを行ってください。

Q1-7 私は大学生ですが、実連のチームから勧誘を受けています。登録ができますか。

A 登録できます。Vリーグ等のチームなど国内トップリーグ参加チームは現実的に「学生籍のみを有する者の登録」を認めています。これらのチームと対戦する機会のある実連登録チームについても同じ条件となるようにしています。

(注) 複数チームへの加入については、大学連盟はチーム代表者からの届け出がなされた場合には認める取り扱いがされ、高体連は1人1チームとされています。

Q1-8 大学の学生ばかりでチームを作りたいと思っています。このようなチームも実業団のチームとして登録できますか。

A 登録することができます。ただし、その者が登録している連盟の規定等により、他の連盟に登録をすることが認められていない場合にはその連盟の規定等を優先します。

Q1-9 複数のチームに登録したいと思っていますが、この場合どのような手続きをしたらよいですか。

A JVA選手登録の際に、他に登録したチーム名を併せて登録してください。この場合、全てのチーム代表者に複数のチームに登録している旨が通知されることになっています。

(JVA登録規程第20条、JVFI登録規程第4条)

Q1-10 ビーチバレーやソフトバレーのチームで活動したいと思っていますが、この場合も『3チーム以内に登録』の制約は受けるのですか。

A ビーチバレーボールとソフトバレーボールのチームに選手登録していても、『3チーム以内の登録』には該当しないこととされています。

Q1-11 実業団、クラブに重複して登録している選手が全日本9人制実業団選手権大会に出場し、またクラブカップ6人制選手権大会に出場できますか。

A 一定の大会に出場した選手については、クラブカップ選手権大会には予選会を含め出場することができないことが、『全日本クラブカップ選手権大会開催要項』に記載されています。全日本9人制実業団選手権大会もその一つで、出場することはできません。

(注) この場合の『一定の大会』については、当該年度のクラブカップ選手権大会要項で確認してください。

Q1-12 実業団、クラブのチームに重複して登録している選手が、実業団6人制優勝(9人制選手権)大会県内予選会で敗退した。その後、クラブカップ6人制(9人制)、国体、9人制総合の県内予選会にクラブのメンバーとして出場できますか。

A 国体、9人制総合の県内予選会については、出場資格に制限がないので出場することができます。また、クラブカップの県内予選会への出場については、『全日本クラブカップ選手権大会開催要項』や『県内予選会開催要項』により確認してください。なお、複数のチームに選手登録している場合には、同一大会ではいずれか一つのチームからしか出場できないこととなります。

Q1-13 大学生のA君は学連のチームに選手登録しているが会社でアルバイトをしています。この会社のチームの構成員として登録できますか。

A 登録できます。ただし、その連盟の規定等により他の連盟に選手登録をすることが認められていない場合には、その連盟の規定等を優先することになります。

Q 1-14 A社に勤務しこの会社の実業団チームの構成員として選手登録していますが、取引先のB社のバレー部でも登録するよう勧誘されています。登録できますか。

A 登録できます。ただし、同一の大会には、どちらか一つのチームからしか出場できません。
(JVF I 登録規程第4条第2項)

Q 1-15 A県高校のOGでクラブチームで選手登録をしています。勤務しているB県の会社の実業団チームで選手登録できますか。

A 登録できます。個人登録は一人1チーム(JVF I 登録規程第4条第1項、JVA登録規程第20条)とされていますが、また但し書きで「3チームまで登録することができる」とされ、都道府県を越えた登録についての制限はありません。

Q 1-16 監督、コーチなどチームスタッフも個人登録する必要がありますか。

A 本連盟が主催する9人制実業団選手権大会等の大会では、参加申し込みの際、監督、コーチ、マネージャーを含めて申込書に記載されることになっています。この監督、コーチ等についても個人登録されていることが必要です。

Q 1-17 大会の参加申し込み後、監督が仕事で参加できなくなりました。変更はできますか。

A 全国大会では、参加申し込み締切り後は選手の変更は認められませんが、監督、コーチ、マネージャーについては代表者会議終了後に変更届を出すことによって認められることになっています。

なお、この監督等のうちの1名は一定の指導者資格を有することとされていることにご注意ください。

Q 1-18 9人制実業団選手権大会の参加申し込み後に新たに加入した選手をMRSにより選手登録しました。この大会に参加させることはできますか。

A 大会の申込み締切期日までにMRSによる選手登録が完了しておれば参加することができます。選手登録(追加(変更))の手続き終了後、開催地の責任者に連絡してください。ただし、その選手は、その大会の予選会に他のチームから参加申し込みしていないことが条件です。スタッフの場合も同じです。

2 選手登録した場合の効力発生の時期

Q 2-1 4月にクラブに登録しましたが、クラブカップ選手権大会終了後、チームの全員又は一部が実業団に登録しようと思っています。いつから実業団の大会に出場できますか。

A MRSによる選手登録手続きが完了した日から出場できることとなります。ただし、競技会等に大会参加等についての規定がある場合にはそれに従うこととなります。一般的に全国大会の開催要項においては、申し込み後の選手の変更が許されないことが示されており、この場合、申込み締切日までに手続きが完了していることが必要となります。

Q 2-2 ビーチバレーやソフトバレーの登録を4月に行った選手が6月になって実業団に登録をしました。その後の大会に出場できますか。

A 登録後の大会には、MRSによる選手登録手続きが完了した日から出場できることとなります。ただし、競技会等に大会参加等についての規定がある場合にはそれに従うこととなります。一般的に全国大会の開催要項においては、申し込み後の選手の変更が許されないことが示されており、この場合、申込み締切日までに手続きが完了していることが必要となります。

3 個人登録料関係

Q 3-1 甲県の実業団のAチームで個人登録し、JVA、JVFI、県協会の個人登録料を支払いました。その後甲県実業団Bチームから勧誘され登録することにしました。Bチームの個人登録料を支払う必要がありますか。

A 個人が選手登録するときは、JVA、JVFI、所属する府県協会が定める個人登録料の合計額を支払う必要があります。(JVFI登録規程第3条、JVA登録規程第15条)

複数のチームに個人登録をする場合、そのいずれものチームがJVFIに所属するときは、加算されることはありません。したがってこの場合、支払う必要はありません。

(「2018年度 JVA-MRS登録の変更点・手順」(2018年5月)参照)

Q 3-2 甲県の実業団のAチームに個人登録し、JVA、JVFI、県協会の個人登録料を支払いました。その後乙県の実業団のBチームから勧誘され登録することにしました。Bチームの個人登録料を支払う必要がありますか。

A 個人が選手登録するときは、JVA、JVFI及び所属する府県協会が定める個人登録料の合計額をJVAに納入する必要があります。(JVFI登録規程第3条、JVA登録規程第15条)

質問の場合、JVFIの個人登録料は支払う必要はありませんが、乙県の定める個人登録料を支払う必要があります。

(「2018年度 JVA-MRS登録の変更点・手順」(2018年5月)参照)

4 その他

Q 4-1 『実業団』と『クラブ』のチームの違いはどこにありますか。

A 実業団に加盟するチームは、「企業体、官公署、商店、学校に勤務する者及びこれに関係する者により構成されたチーム」(JVFI登録規程第1条)とされています。これは幅広く実業団チームで活動していただけることを考慮した趣旨です。

ところで、「クラブ」として活動するチームは、日本クラブバレーボール連盟の登録規程に基づいて登録をすることになります。どの連盟にチームとして登録するかにより、『実業団』と『クラブ』に区分されることとなります。